

粕屋町議会委員会条例の一部を改正する条例について

粕屋町議会委員会条例(昭和 62 年粕屋町条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号柱書中「総務常任委員会」を「総務建設常任委員会」に改め、同号ウを削り、同号イ中「に関する事務」を「の所管に関する事項」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「に関する事務」を「の所管に関する事項」に改め、同号アの次に次のように加える。

イ 都市政策部の所管に関する事項

第 2 条第 1 項第 1 号エ中「事務」を「事項」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号柱書中「厚生常任委員会」を「文教厚生常任委員会」に改め、同号ア中「に関する事務」を「の所管に関する事項」に改め、同号に次のように加え、同号を同項第 2 号とする。

イ 教育委員会の所管に関する事項

第 2 条第 2 項を削る。

第 7 条第 7 項中「((常任委員の任期))」を削る。

第 14 条ただし書中「((委員長及び委員の除斥))」を削る。

第 26 条の 2 第 3 項中「((公述人の発言))」、「((委員と公述人の質疑))」及び「((代理人又は文書による意見の陳述))」を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 29 日から施行する。